名古屋市	東海市	知多市	弥富市	海部郡飛島村	○・四七二七
四日市市	三重郡川越町				○・〇四九八
岸和田市	貝塚市	泉佐野市	泉北郡忠岡町		○・四二五四
堺市	泉大津市	高石市			○・七一三二
尼崎市	西宮市				○・八七〇三
姫路市	たつの市				○・九九四〇
明石市	加古川市	高砂市	加古郡播磨町		○・〇〇〇〇
海南市	有田市				○・五九四〇
境港市					○・九四〇八
松江市					○・〇五九二
笠岡市					○・〇二八七
福山市					○・九七一三
三原市	尾道市	福山市			○・〇七六二
広島市	廿日市市	安芸郡海田町	安芸郡坂町		○・八八八七

名古屋港	名古屋税関	名古屋市	東海市	知多市	○・一〇八一
		弥富市	海部郡飛島村		○・〇七七二
					○・一二二一
					○・二一九九
四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	三重郡川越町		○・九五〇二
					○・〇四九八
阪南港	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	貝塚市	泉佐野市	○・四二五四
		泉北郡忠岡町			○・〇五五三
					○・五一九三
					○・〇〇〇〇
阪神港	大阪税関堺税関支署	堺市	泉大津市	高石市	○・七一三二
					○・一二一六
					○・一六五二
	神戸税関尼崎税関支署	尼崎市	西宮市		○・八七〇三
					○・一二九七
姫路港	神戸税関姫路税関支署	姫路市	たつの市		○・九九四〇
					○・〇〇六〇
東播磨港	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	明石市	加古川市	高砂市	○・〇〇〇〇
		加古郡播磨町			○・七五六二
					○・〇一八七
					○・二二五一
和歌山下津港	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	海南市	有田市		○・五九四〇
					○・四〇六〇
境港	神戸税関境税関支署	境港市			○・九四〇八
		松江市			○・〇五九二
福山港	神戸税関福山税関支署	笠岡市			○・〇二八七
		福山市			○・九七一三
尾道糸崎港	神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	三原市	尾道市	福山市	○・〇七六二
					○・四九八五
					○・四二五三
広島港	神戸税関広島税関支署	広島市	廿日市市	安芸郡海田町	○・八八八七
				安芸郡坂町	○・〇四四八
					○・〇〇六四
					○・〇六〇一

岩国港	門司税関岩国税関支署	岩国市	玖珂郡和木町		○・七五〇〇
					○・二五〇〇
平生港	門司税関徳山税関支署平生出張所	熊毛郡田布施町			○・一〇〇〇
		熊毛郡平生町			○・九〇〇〇
宇部港	門司税関宇部税関支署	宇部市	山陽小野田市		○・六六三二
					○・三三六八
徳島小松島港	神戸税関小松島税関支署	徳島市	小松島市		○・〇八三九
					○・九一六一
那覇港	沖縄地区税関	那覇市	浦添市		○・九七二四
					○・〇二七六
		南城市			○・〇〇〇〇
		中頭郡中城村			○・〇七一五
		中頭郡西原町			○・九二八五
金武中城港	沖縄地区税関沖縄税関支署	うるま市			○・九〇四四
		沖縄市			○・〇三八四
		国頭郡金武町			○・〇五七二

○法務省告示第三百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年十二月十四日法務省告示第六百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十二年十二月十四日」を「平成二十五年十二月十四日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月十四日から施行する。

○法務省告示第三百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

第一号中「愛知県名古屋市東区葵三丁目二十三番三号第十四オーシャンビル四百一号」を「愛知県名古屋市千種区上野三丁目八番十七号」に改める。

○農林水産省告示第二千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年九月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県益田市美都町久原一五七六の一、一五七七の一、一五七七の三、一五七八、一五七八の一、一五七八の二、一五八〇、一五八二、一五八三、一五八三の一、一五八五、一六〇五、一六〇五の一、二七六三の二、二七六三の三、二七六四の二、二七六四の三、二七六四の五、二七六五の一、二七六五の三、二七六六、二七六七、二七六七の一、二七六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）